与那原町景観計画
概要版

豊かな緑と水辺に抱かれた
与那原の営みと
歴史が創出する癒しとゆとりの景観づくり

与那原町

景観形成の目標と方針

景観形成の目標

目標1 豊かな緑や水辺など、自然環境を保全した自然景観づくり

与那原町を特徴付ける斜面緑地や水路、海岸などの自然環境は保全し、それらを今後も継承していくべき自然景観と考える。加えて、保全するだけにとどまらず、それらを活用し、新たな自然景観を育み景観の質を向上させていくことを目指す。

目標2 生活環境の向上を図る景観形成

住民は、与那原町を愛し、地域に対して誇りを持っている。その気持ちを、生活空間に反映させ、地域愛を育むことが必要である。生活空間を豊かなものとするため、既成市街地において、住民個々の活動により沿道緑化など生活空間のうるおいや快適性を確保し、また地域の特産品である赤瓦を素材として活用し、生活環境の質の向上を目指す。

目標3 観光振興をはじめ、与那原町の発展に資する景観形成

赤瓦工場群、ひじきの収穫風景など、与那原の産業や観光資源とそれらにより形成される景観は一体である。与那原町の持続的発展を促す景観形成を促進することを目指す。加えて、赤瓦の積極的活用による景観形成によりまちのにぎわい形成を図り、産業振興にもつなげていく。

目標4 次世代に継承する魅力ある景観の育成、創出

私たちは、これまで先人たちが築いてきた景観資源を保全するだけでなく、育み、また新たに創出し、景観資産として次世代へ継承することを目指す。

目標5 住民、事業者、行政が協働し、景観まちづくりの実践

自らの工夫と努力により、今ある景観を活用しながら、持続可能なまちづくりを実践する。それには、住民自らの努力と工夫だけでなく、事業者の協力と行政のサポートにより相互連携をしながら進めていく。

良好な景観形成に関する方針

方針1 コンパクトなまちで豊かな景観を形成

与那原町は、沖縄本島で最も小さな町であるが、軽便鉄道ややんばる船が行き来する交通の要衝として発展してきた。また、既成市街地には御嶽などの歴史的資源も点在している。小さいながらも、活気のあるまちとして発展していくため、自然豊かな景観づくりを推進する。

方針2 斜面緑地や農地、水辺など自然を活かした新たな景観づくり

与那原町の特徴である運玉森や雨乞森などの斜面緑地や農地、水辺、海浜、水路などの豊かな自然環境を保全・活用するとともに、これらを抱く地形により生み出された、素晴らしい眺望を活かし、次世代に継承する新たな景観づくりを推進する。

方針3 新たな与那原の景観づくり

東浜地区は、市街化が進行し、新たな与那原の住宅地が形成され、人口も増加している。また、大型ＭＩＣＥ施設の整備も予定され、交流集客拠点の開発が進んでいる。東浜水路を挟んで旧市街地が広がっており、新たな景観の創出により新しい与那原の表情を作っていく。また、主要な道路の沿線も町を特徴付ける赤瓦を活用し、地域を印象付ける景観づくりを推進する。

方針4 住民との協働による景観づくりを推進

与那原町は、伝統行事である与那原大綱曳が毎年夏に行われている。その原動力は、地域を愛する住民の存在が大きい。今後の景観形成においては地域活動に対する支援を充実させるとともに、住民と事業者、行政による協働による景観づくりを推進する。

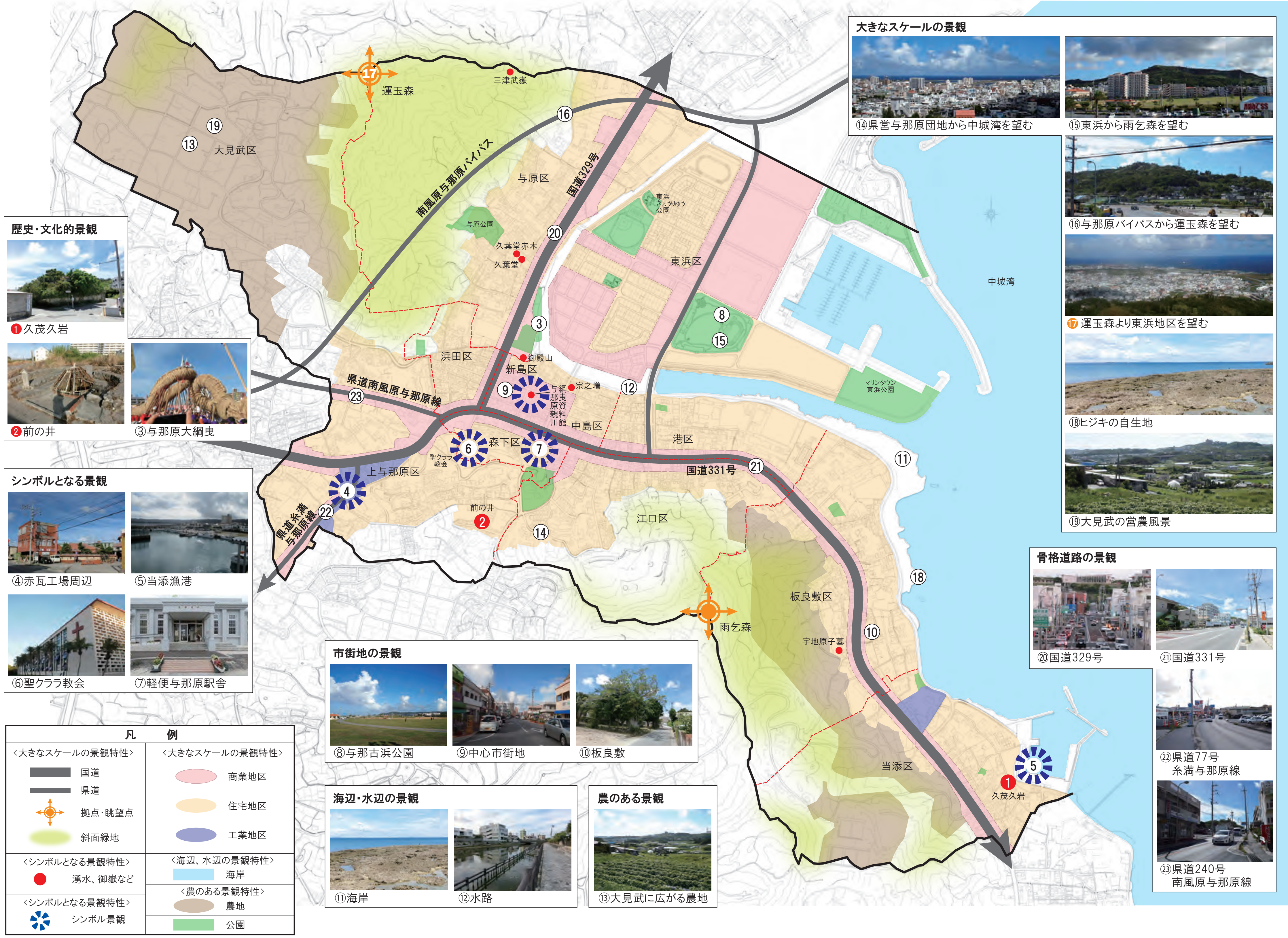

景観計画とは

与那原町らしさは、そこに住む人やそこにある物により形づくられます。景観とは、それらが一体となって現れたものです。そのため、地域の景観を保全し、それを後世に引き継いでいくことが重要で、その方向性や目標、基準を示したものが景観計画です。これにより、同じ方向に向かって景観づくりをすることができるようになります。

届出対象となる行為について

与那原町では、町内全域を対象として景観計画を策定しています。そのため、景観に影響を与える恐れのある行為（家を建てたり、木を切ったり等）については、事前届出をしてもらう必要があります。以下に、届出の対象となる行為とその規模についてお示ししています。該当する場合は、事前に役場に届出をする必要があります。
届出方法は、裏面に記載しています。なお、ご不明な点は、与那原町役場まちづくり課までご相談下さい。

①建築物の建築等

新築、増築、改築又は移転、外観を変更することになる修繕又は模様替え若しくは色彩の変更を行う場合。

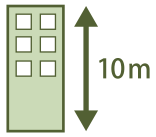

高さ10mを超えるもの

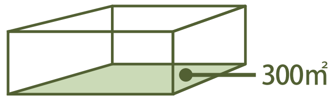

面積が300㎡を超えるもの

②工作物の建設等

機能に応じて様々な形状があるため、景観に与える影響が大きいもの。

擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、門、塀その他これらに類するもの

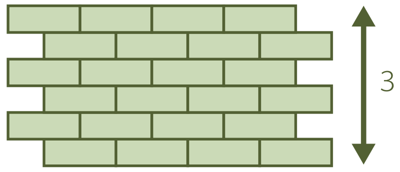

高さ３ｍを超えるもの

煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

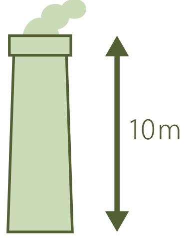

高さ10mを超えるもの

コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

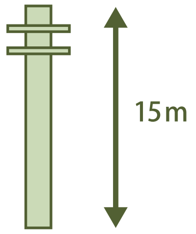

高さ15mを超えるもの

記念碑、沿道モニュメントまたはこれらに類するもの

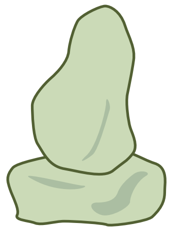

規模に関わらず、全て

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、ゴルフ練習場、屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設、自動車車庫等の立体駐車場、大型遊具施設、ゴミ焼却等の処理施設その他これらに類するもの

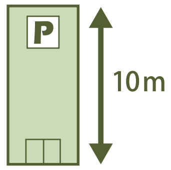

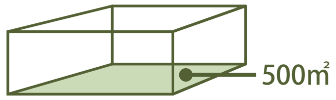

高さ10mを超えるもの又は敷地面積が500㎡を超えるもの

太陽光発電設備など

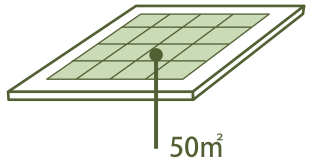

パネル面積の合計が50㎡を超えるもの

③開発行為

大規模な自然景観の改変等が想定される規模の行為

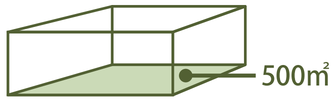

当該行為の土地の面積が500㎡を超えるもの

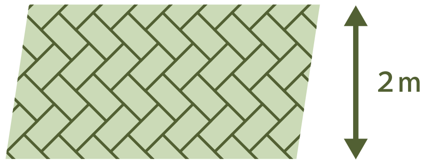

切土または盛土によって生じる法面もしくは擁壁の高さが2mを超えるもの

④木竹の伐採

山肌が露出し眺望景観に大きな影響を与えるもの

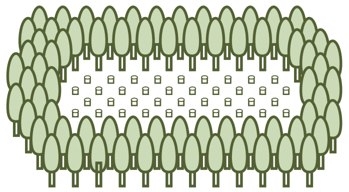

伐採面積が500㎡を超えるもの

⑤土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採、等

景観上大きな影響を与えるもの

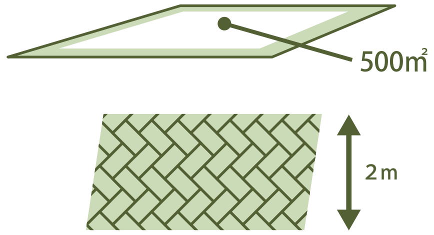

面積が500㎡を超えるもの
法面・擁壁の高さが2mを超えるもの

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

周辺の景観に大きな影響を与えるもの

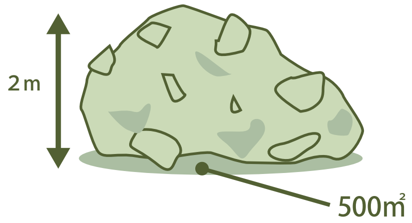

面積が500㎡を超えるもの
堆積の高さが2mを超えるもの

景観形成基準について

住宅地、道路沿道等、場所によりその景観の成り立ちが異なります。与那原町では、景観形成基準は2段階で設定するようにしています。町内共通で守らないといけない基準と、場所に対応して守らないといけない基準を作成しています。ここでは、共通基準の抜粋を示しています。詳しくは、与那原町景観計画もしくは与那原町景観ガイドラインを参照して下さい。

①建築物・工作物の建設等

基本事項
地域全体として調和がとれたもの

高さ
斜面林への眺望を阻害しないような高さ

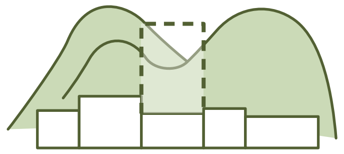

形態・意匠
風土に合った赤瓦等の素材を積極的に活用する、など

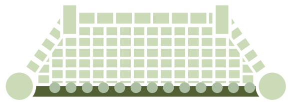

屋外設備
植栽等で修景緑化に努める、など

②建築物・工作物の色彩

周辺景観と調和させるため
外観の基調色は、以下の値とする

色　相	全　て
基準値	明度　8以上 彩度　2以下

③敷地・外構

塀等を設置する場合は、まちなみと調和するように

④緑化

住宅地には緑が少ないため、積極的に敷地の緑化を行う

努力目標値　緑地率　10%
緑被率　20%
緑視率　30%

⑤開発行為

地形や植生を活かした開発を行う

⑥木竹の伐採

塀等を設置する場合は、まちなみと調和するように

⑦土地の開墾及びその他の土地の形質の変更

周辺の景観となじむようにする

⑧屋外における物件の堆積

堆積物が周辺の通りから見えないようにする
高さはできるだけ抑える

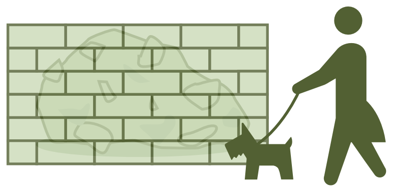

景観重点エリアの指定について

町内で特に重要な場所については、「景観重点エリア」を定めて、積極的に景観づくりを進めることができます。
景観重点エリアの候補地の提案は、町民、行政どちらからも出来ますので、積極的に活用して下さい。
詳しくは、与那原町まちづくり課までご相談ください。

景観特性毎の景観形成方針

新市街地エリア

景観形成方針

**日いずる、
人の活力みなぎる景観づくり**

与那原町の新しい顔としてにぎわい、安らぎなど生き生きとした人の営みを支える潤いある景観づくりを行う。
大自然の作り出す自然景観を味わうにふさわしい場所づくりを行う。

既成市街地エリア

景観形成方針

**継承された与那原の
生活を伝える景観づくり**

与那原の生活の中心であり、住民の日常生活と歴史的な史跡が混在している。
与那原町の生活を伝える場としての景観づくりを行う。

緑地エリア

景観形成方針

**豊かな斜面林による
特徴ある景観づくり**

与那原の特徴的な自然景観である斜面林についてこれを保全するだけでなく、より良いものとしていくことが重要であり、積極的に景観づくりを行う。

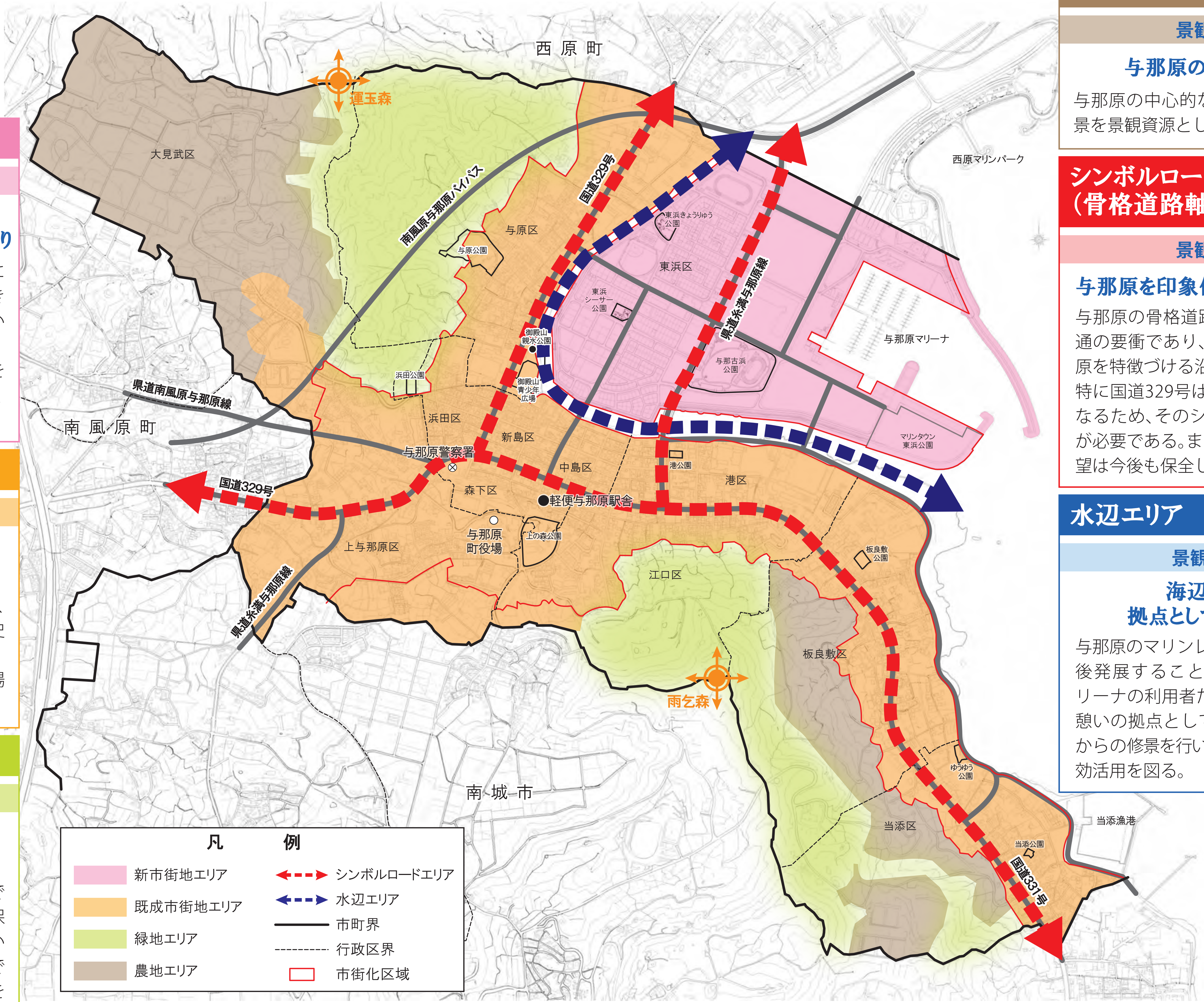

農地エリア

景観形成方針

与那原の営農風景づくり

与那原の中心的な農地において、営農風景を景観資源として積極的に活用する。

シンボルロードエリア（骨格道路軸）

景観形成方針

与那原を印象付ける沿道景観づくり

与那原の骨格道路は、沖縄本島南部の交通の要衝であり、赤瓦を中心として与那原を特徴づける沿道空間づくりを行う。
特に国道329号は与那原町への玄関口となるため、そのシンボル性を高めることが必要である。また、聖クララ教会への眺望は今後も保全していく。

水辺エリア

景観形成方針

**海辺の憩いの
拠点としての景観づくり**

与那原のマリンレジャーの拠点として今後発展することが期待されるため、マリーナの利用者だけでなく町民すべての憩いの拠点として景観形成を図る。水辺からの修景を行い、水辺の空間を形成し有効活用を図る。

景観形成の取り組み及び体制

(1)与那原町景観審議会
景観の専門家などで構成される第三者機関。専門的な指導・助言を受け、良好な景観形成のための透明性を確保する。

(2)景観アドバイザー
届出対象行為や公共施設等の景観誘導について、専門的指導・助言を行う。景観まちづくりにおける施策の推進役。

(3)行政機関や庁内における連携による調整機能の充実
景観形成に係る各行政機関との連携、庁内の関係部署間との連携、隣接市町との連携により、整合のとれた景観形成を推進し、関係機関との協議により調整機能の充実を図る。

(4)景観協議会制度の活用
広域的な景観形成の観点から、海岸や丘陵などの美しい自然景観の保全や快適で魅力ある都市景観に取組むため、活用し景観形成を図る。

(5)景観協定制度の活用
町民自らの合意に基づき建築物の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることができる制度。

届出行為の審査体制

①届出に際して、行政担当部署で審査を実施する。
②行政担当部署での判断が難しい案件に関して、景観アドバイザーが助言する。
③不適合の場合は、景観審議会に諮り、景観法に基づく勧告、命令に対する意見を聴く。
④勧告もしくは変更命令を出す。

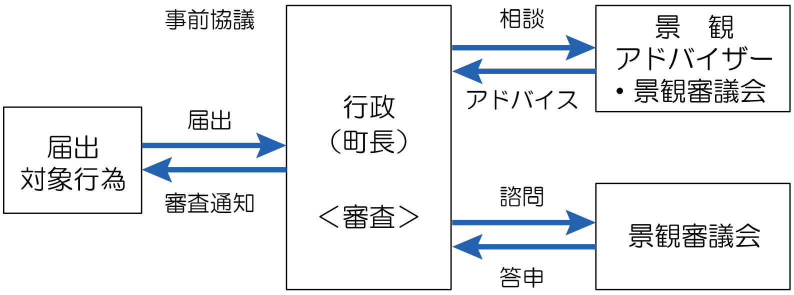

届出から許可までの流れ

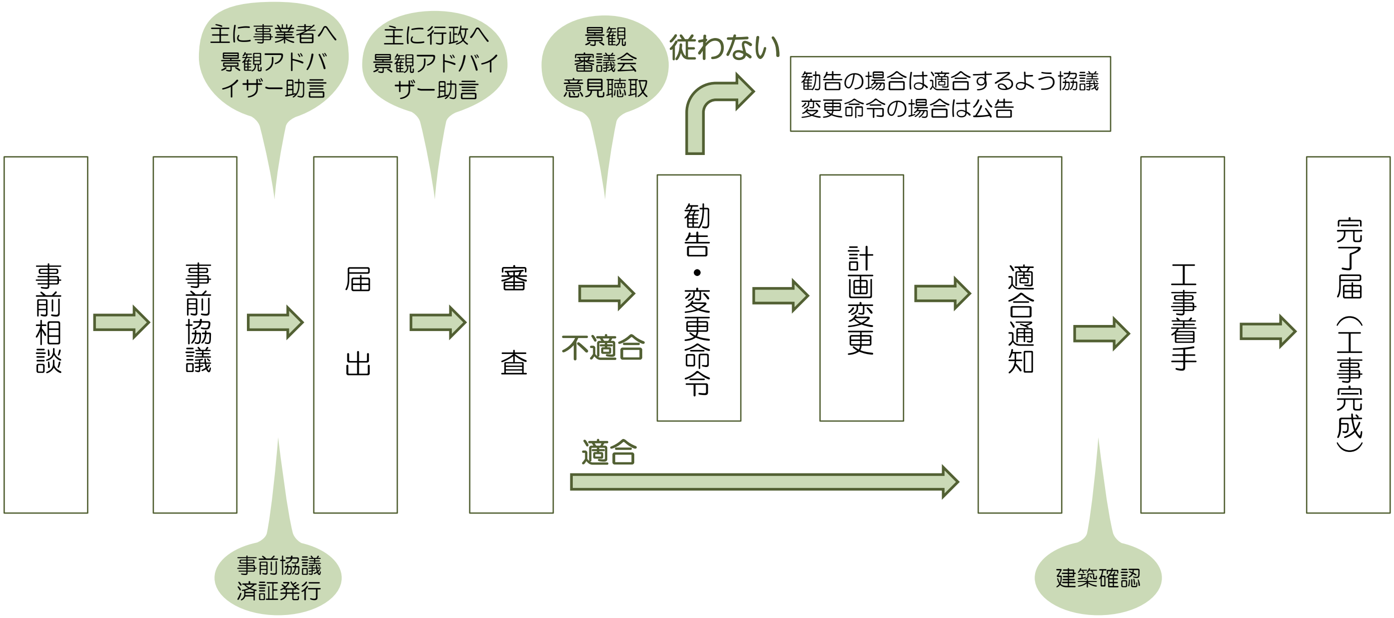

事前相談は、届出に係る手続きの仕方等を相談する段階。（必要書類や基準の説明を想定）
特定届出対象行為（建築物・工作物の形態・意匠に関する行為）に対して、「変更命令」。
それ以外の行為については、「勧告」。

与那原町役場
まちづくり課
〒901-1392
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
TEL 098-945-7244　FAX 098-946-4597